

# 愛知県立学校事務職員協会会則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、愛知県立学校事務職員協会（以下「本会」という。）と称し、事務局を会長の勤務校に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の連携を密にし、学校事務の研究及び研修活動を推進することによって、県立学校の適正かつ円滑な運営と、学校教育の使命達成に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、愛知県立の高等学校及び特別支援学校において、学校事務に従事する職員をもって構成する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校事務の研究、改善及び調査に関すること。
- (2) 会員の研修、その他資質の向上に関すること。
- (3) 会員相互の情報交換に関すること。
- (4) 関係行政機関に対する要望、建議並びに連携に関すること。
- (5) その他、本会の目的達成に必要と認められること。

(組織)

第5条 本会は、別表1に定める地区ごとに支部を設ける。

- 2 支部には、支部長を置く。
- 3 支部長は、支部で選出し支部の運営を行う。

(役員)

第6条 本会は、次の役員を置く。

- |          |     |
|----------|-----|
| (1) 会長   | 1名  |
| (2) 副会長  | 2名  |
| (3) 書記   | 1名  |
| (4) 会計   | 1名  |
| (5) 委員長  | 若干名 |
| (6) 理事   | 若干名 |
| (7) 会計監査 | 2名  |

(役員を選出)

第7条 会長及び副会長は理事の互選により選出する。

- 2 書記、会計、委員長及び委員は会長が年度当初の理事会において指名する。
- 3 会計は経理委員長をもって充てる。
- 4 理事は、別表1に定める地区ごとに選出する。
- 5 第4項に定めるもののほか、会長は特別の事情がある場合には、理事会に諮って、会員のうちから別枠で理事を指名することができる。
- 6 会計監査は、総会で会員のうちから選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、1年とし再選を妨げない。

- 2 役員欠員が生じた場合は、補充することができる。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 書記は、会長の指示を受け会務の記録を整理する。
- 4 会計は、会長の指示を受け会計事務を処理する。

- 5 委員長は、委員会の運営にあたる。
- 6 理事は、理事会を構成し会務処理及び支部の運営にあたる。
- 7 会計監査は、事業及び会計を監査する。  
なお、必要に応じて理事会に出席して意見を述べることができる。

(顧問)

- 第10条 本会は、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、会長が理事会に諮って委嘱する。
  - 3 顧問は、会長の諮問に応ずる。

(機関)

第11条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 幹事会
- (3) 部会
- (4) 委員会
- (5) 理事会
- (6) 連絡調整会

(総会)

第12条 総会は、毎年1回会長がこれを招集する。ただし、会長は必要あると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

- 2 総会は次のことを議決する。
  - (1) 会則の改正
  - (2) 事業報告及び決算
  - (3) 事業計画及び予算
  - (4) 会計監査の選出
  - (5) その他、理事会において必要と認めた事項
- 3 総会の議決は出席者の過半数とする。可否同数のときは、議長が決める。

(幹事会)

第13条 幹事会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 幹事会は、会長、副会長、書記、会計及び庶務委員長で構成する。
- 3 幹事会は、本会の運営に係る重要事項を検討し調整を行う。
- 4 幹事会の議長は、会長がこれにあたる。

(部会及び委員会)

第14条 本会には、部会及び委員会を次の構成で置き、各委員長は次条の理事会の構成員となる。

- (1) 総務部会
  - ア 庶務委員会
  - イ 企画・運営委員会
  - ウ 経理委員会
- (2) 事務推進部会
  - ア 事務改善委員会
  - イ 特別支援委員会
  - ウ ICT委員会
- (3) 事務長部会
  - ア 連絡調整委員会

- 2 第1項に定めるもののほか、第4条の事業を達成するために必要に応じて委員会等を置くことができるものとする。
- 3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。
- 4 委員会の長は、会長が会員の中から指名する。

(理事会)

第15条 理事会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 理事会は、会長、副会長、書記、会計、前条に定める委員長及び理事で構成する。
- 3 理事会は次のことを審議する。

- (1) 会則、諸規定の制定及び改案
  - (2) 事業計画及び予算
  - (3) 事業報告及び決算
  - (4) 事業計画の運営に関すること
  - (5) その他、本会の目的達成に必要な事項
- 4 理事会は、構成員の過半数の出席で成立し、議決は出席者の過半数とする。  
(連絡調整会)

第16条 連絡調整会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 連絡調整会は、理事会を構成する者のうち事務長の職にある者及び連絡調整委員で構成する。
- 3 連絡調整会は、教育委員会等の関係行政機関との連絡及び調整を行う。  
(会計)

第17条 本会の経費は、会費、補助金その他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- 3 会費は、会員1名につき年額1,000円とする。ただし、免除については別に定める。  
(その他)

第18条 この会則に定めるものを除くほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会に諮って決める。

#### 附 則

- 1 この会則は、設立総会の日（平成25年5月24日）から施行し平成25年4月1日より適用する。
- 2 愛知県立高等学校事務研究会会則（昭和46年4月1日施行）は廃止する。
- 3 愛知県立学校事務長会会則（昭和52年3月22日施行）は廃止する。
- 4 愛知県立高等学校事務研究会及び愛知県立学校事務長会の事務及び会計は、全て本会に引き継ぐものとする。
- 5 第17条に規定する会費の年額は当分の間300円を減じ700円とする。
- 6 一部改正 平成26年5月14日から施行する。（副会長増員）
- 7 一部改正 令和元年5月15日から施行する。（①書記と庶務委員長の兼務を解くこと。②附則5の規定を抹消し、本則通り年額1,000円とすること。）
- 8 一部改正 令和4年5月27日から施行する。（①幹事会から実行委員長削除。②第17条に規定する会費の年額を令和4年度に限り500円とする。）
- 9 一部改正 令和5年5月24日から施行する。（①別表1、校舎及び教室は本校を含むものとする。②事務改善・IT委員会を事務改善委員会に改め、新たにICT委員会を設置する。③第17条に規定する会費の年額を令和5年度も500円とする。）

別表1

地 区	地 区 に 属 す る 県 立 学 校
名 瀬 地 区	名古屋市、瀬戸市、春日井市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市及び愛知郡の地域内に属するもの。
尾 張 地 区	一宮市、津島市、犬山市、江南市、岩倉市、小牧市、稲沢市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、西春日井郡、丹羽郡及び海部郡の地域内に属するもの。
知 多 地 区	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の地域内に属するもの。
西三河地区	岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市及び額田郡の地域内に属するもの。
東三河地区	豊橋市、豊川市、田原市、蒲郡市、新城市及び北設楽郡の地域内に属するもの。

注 校舎及び教室は本校を含むものとする。